

## 肥前鹿島駅新駅舎運営等事業に関する準備に関する協定（案）

佐賀県（以下、「甲」という。）及び●●●（以下、「乙」という。）は、肥前鹿島駅新駅舎運営等事業の準備等に関する事項について、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲が公募した「肥前鹿島駅新駅舎商業ゾーンに入居するパートナー企業の公募」において、乙が優先交渉権者となったことを受け、甲と乙は、相互に協力し、本協定に基づき、本事業の実施に向けた準備を行うこととする。

### （事業の実施に向けた準備）

第2条 乙は、優先交渉権者として、次に掲げる準備等を行うものとする。

- （2） 肥前鹿島駅新駅舎の商業ゾーンの運営開始にむけた準備
- （3） 肥前鹿島駅新駅舎の公共ゾーンの運営開始に向けた準備への協力
- （4） 行政や地域と連携した鹿島・太良地域のスロートーリズムの推進

### （基本協定、賃貸借契約等の締結）

第3条 甲及び乙は、本協定締結後、新駅舎が完成し事業着手が可能となった時点で、基本協定及び賃貸借契約を締結するものとする。

- 2 本協定の存続期間は、本協定締結日から基本協定の締結の日までとし、当該日をもって本協定は廃止する。なお、本協定に基づく決定事項等は、基本協定締結後においても継承されることを基本とする。

### （秘密保持）

第4条 乙は、本事業により知り得た相手方の秘密情報及び関係権利者の個人情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示又は漏洩し、若しくは、本協定の目的以外に使用してはならない。第5条第2項に定める本協定の有効期間経過後も、同様とする。

### （個人情報の保護）

第5条 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（特定個人情報、メールアドレスその他の佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号。以下「条例」という。）で定めるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この本事業の実施に当たっては、個人の権利利益を害す

ることのないよう、個人情報을適正に取り扱わなければならない。

- 2 乙は、本事業に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。第5条第2項に定める本協定の有効期間経過後も、同様とする。

(協定の変更)

第6条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容及び本協定に基づく決定事項等の変更を余儀なくする相当な事情が生じたときは、協議の上、本協定の変更を行うことができるものとする。

(その他)

第7条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、この協定締結の趣旨に基づき、当事者協議のうえ、円滑な解決を図るものとする。

甲及び乙は、上記のとおり合意したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙